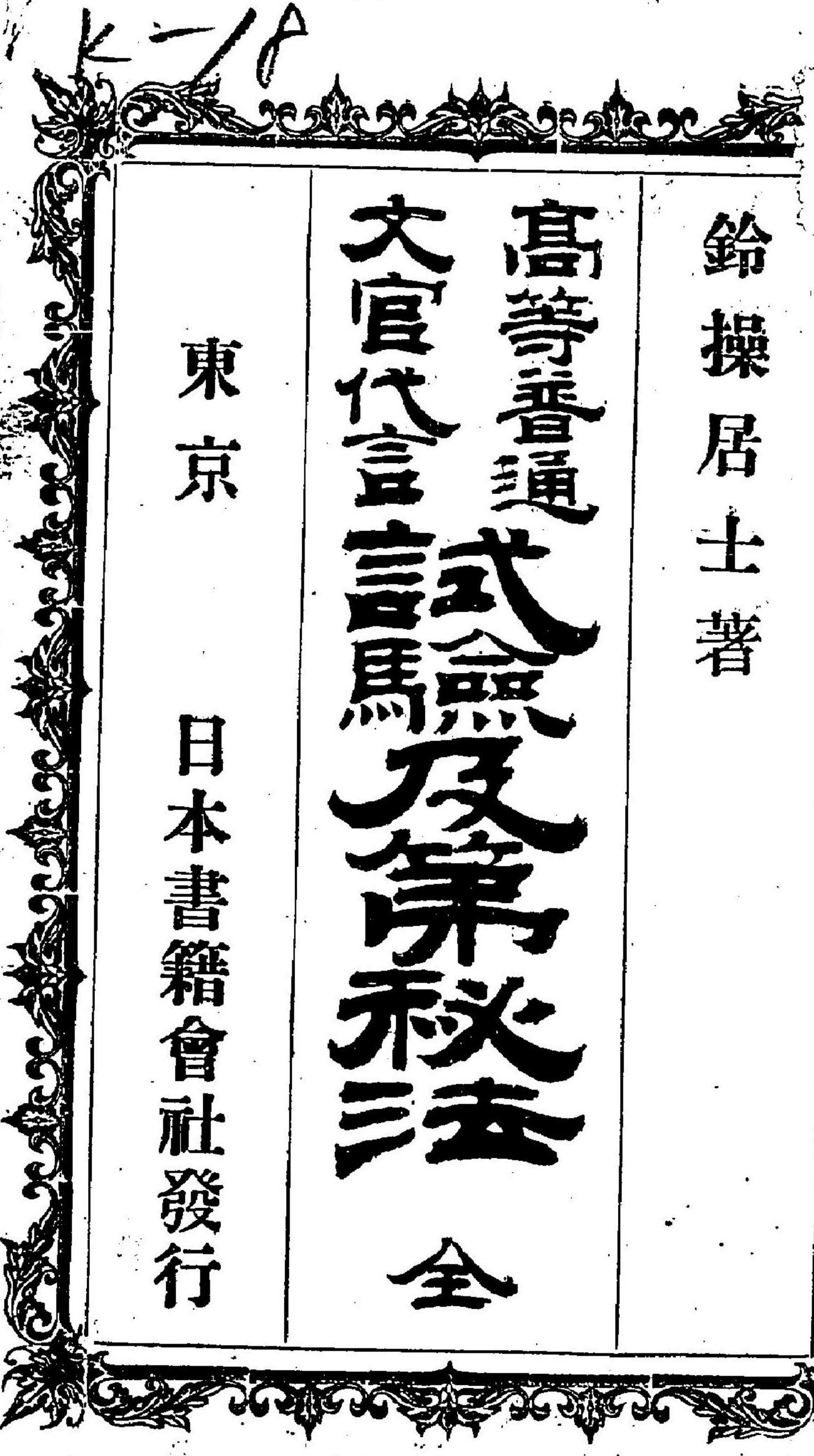


235
168

鈴操居士著

高等普通
式無及第秘法
全
大官代官言馬

東京
日本書籍會社發行



特50

211

W219060/22

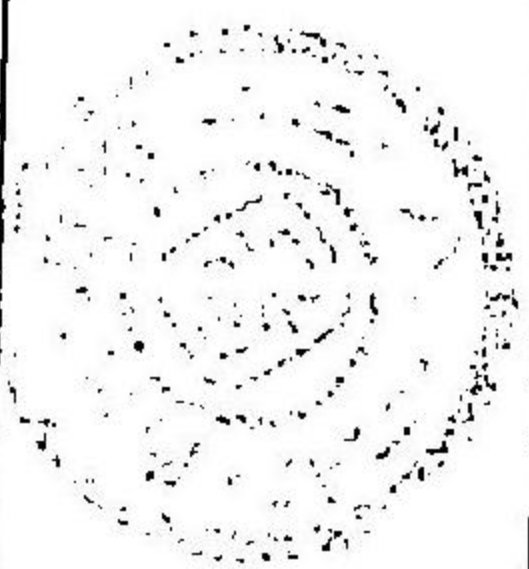
鈴操居士著

高等普通

大官代官言馬式無及第秘法 全

東京

日本書籍會社發行



東京

日本書院發行

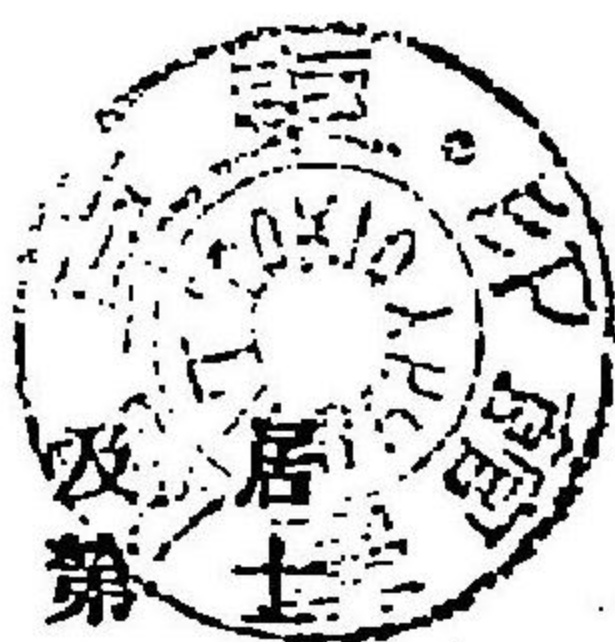
高等普通
文官代言
試驗及第秘法

鈴操居士著

高等普通
文官代言
試驗及第秘法

鈴操居士著

第一 緒言



居士 此の篇を草するに當り或人謂ふ居士の編述する所のものは試験
及第の秘法なり秘法といふ即ち秘法にして軍師の六韜三略劍術の眞影
流若くは一刀流に於けるが如きものある可し一たび之を學びて其蘊
奥を極めなば以て千軍万馬彈丸黒子の間を馳驅して向ふ所敵なく戦
て勝たざるなく敵人を殺殺せること尙は下婢が庖刀を以て豆腐を切
るが如く桶屋の竹を割るが如くある可し居士は試験及第に要する諸
々の奥義を極めたるを以て乃ち此の著あるものなり故に居士は百發
百中必ず試験に及第するならんと實に然り居士既し此の奥義を極め
たるを以て此の著あり然れども弘法も筆の誤り河奴にも河流れあ

り豈に算數の符合するが如く之を期するを得んや殊も或者の奧義を極むるよあらずんば之を言ひ之を筆する能はざる如く思ふは大なる誤りなり彼の小説を見よ忽ちおまて陰雲朦々、晦冥怒濤、忽ちおして霽然皎月、千里銀色、忽ちおして悲泣慟哭、忽ちにして欣喜雀躍、手舞足揚、忽ちにして淫褻醜聞、忽ちにして鮮血淋漓の修羅狀を顯出し千變万化の狀況を寫すにあらずや然れども此等小説家悉く之を見聞し又は自身實事お遭遇して然るやと云ふに決して左にあらず多くは空中お樓閣を架して筆するに過ぎざるあり故に著述者の皆經歷は事項を筆するものありと思ふは大なる誤りと謂ふ可し然りと雖ども其想像おも大厚薄の區別ありて稗史小説の如きは想像の最も大且厚あるものなり政治法律經濟の如きは想像の小且薄あるものと云ふんより寧ろ想像的の感情を以て書する能はざるものと謂ふ可し何故となれば有形

論の事物は空中お樓閣を築きて想像するを得るも無形學に至ては其據る所一は論理を以てせざる可らず其論理の組織法お依て各其結果を異おする所ありと雖ども是れ無形學に在ては避く可らざるの特質ありとす居士が是れより草せんと欲する所の者の稗史小説にあらず政治法律經濟の諸學に依て身を立てんと欲する者の方針を示すに在り故に其所説又無形的に屬するものと云ふ可し又想像上の小説おわらざるなり或人之を肯するや否や

第二 試験とい何ぞや

試験は二種あり曰く有形上の試験曰く無形上の試験是れあり有形上のものに至ては法律規則は定むる所は標準は適合せざれば及第せしむることを得ず例へば彼の徴兵お於ける身体検査の如きは是れなり此の場合お在て其試験官は進退如何と顧みるも其試験官は所謂検査の

奴隷として一に其票準に従ひざる可らざるあり無形上の試験に在て
 の之れと大に異なりて其試験官に獨立獨行の意見あるもれあり例へ
 ば高等官試験代言試験の如きの無形上に屬するものあるを以て其成
 績上に一定の票準を立ることなく従て試験官に獨立の意見あるもの
 なりとす故に其及落の差の一に試験官の意見に依て分かるゝものあ
 り斯く言ひば人或の言はん文官登用及び代言試験の如き一定の票準
 ありしとは言ふ可らず何となれば一科目悉く落第するとき他は科目
 如何より上出来なりと雖ども之をして及第せしめざればなり是れ即ち
 票準おぼらずして何ぞやと如何おも論者の言へる如く票準なるも似
 たりと雖ども之を以て試験官を拘束するの票準なりと謂ふ可らず居
 士が言ふ所の票準とは一寸の即ち一寸よしして若し一分を欠かば不
 合格なりと云ふお在るあり彼の徴兵検査の如きは身の丈五尺五寸以上

を要すとありて若し此の中一寸を欠かば不合格とする者也若し此の
 場合お於て身の丈の不足するおも拘りらず以て合格者ありと爲さ
 ば仮令幾何年を経過するも其試験を無効ありと爲さ、可らざる也然
 れども無形上の試験は決して然らず其答案の稍々不完全なる所ある
 も試験官お於て合格者と認むるときは以て及第者と爲す又強ひて其
 答案お付て票準を立てんとするも是れ甚だ無益なる仕事あり何故と
 爲るも法律經濟政治の諸學の如きは其說種々ありて甲は絶対的の議
 論を爲し乙は相對的の議論を述へ丙は積極的の說を唱へ丁は消極的
 の說を述ふるも此等の諸說を目して悉く誤りありと言ふ可らず又悉
 く眞理なり誤りおあらずと言ふ可らず又尙ほ其當局者たる試験官と
 雖ども甲説は誤りおして乙説の眞理お協ひ丙説は謬妄おして丁説の
 不完全なりと斷言すること能ひざる可し例へば租税の定義を擧げよ

と云へる問題に對し左の敷説ありとせよ

第一説 租税とは政府の盡したる職務の報酬として人民より政府に拂ふ所のものを云ふ

第二説 租税とは公安保護の請負料を云ふ

第三説 租税と行政費用と國家の資本とを増殖するが爲めに使用する費用とを含むものを云ふ

第四説 租税とは享くる所の利益に報ゆる代價なり公安保護の保護を得んが爲めの前拂を云ふ

受験人悉く以上の如く異なりたる定義を下して其答案を爲したる時に如何此の場合に於て試験官は只自己の感情に訴へて其及落を定むるの、一あるのみ決して一定の票準を立て、第一説を書きたる者に非ずんば、及第者と爲す可しと定むると能はざる也否な若し之と定むる

時は實に不當也野蠻の決定也と謂ひざる可らず何となれば無形學の道理は日々に變化する者にして千古不易は者もあらざれば也之と要するに有形上も屬する検査の試験官と拘束するを以て検査官は必ずしも其票準に従ひざる可らず而して其及落の其票準に従て之と決す之を反して無形上も屬する試験の試験官を拘束するとさきも由り當局者の獨立獨行の意見を以て其及落を定むるゝとを得可し

然りと雖ども無形上も屬する試験とは相對的と絶對的との區別ありて相對的の時と試験官と拘束することさきも絶對の場合に於ては之を拘束するものとす相對的との答案の不完全なるや否やと云へる場合を云ふ絶對的とは更に答案を付せざるものを云ふ例へば正當防衛權と刑罰權との差異如何と云へる問題に對して左の如き答案を付したりとせよ

○正當防衛權と刑罰權との差異の左の如し

第一 正當防衛權は將さ小危害の來らんとするとき小於て其危害を避くるが爲め小行ふものあり之れ小反えて刑罰權は危害の既小去りたる後小於て行ふものなり

第二 正當防衛權は各個人の間小於て行ふを得るも刑罰權は主權者の命令に由る小あらざれば之を行ふを得ず

右の如く答案を付したるときは其未だ不完全なるを免れず何となれば尙は一の差異あるを以てなり其差異の左の如し

第三 正當防衛權は白痴瘋癲者の如き者小對しても尙は行ひ得可きも刑罰權は此等の者小對して行ふを得ず

此の第三の差異を挿入すれば完全の答案と爲る可しと雖ども只二個の差異を挙げたるのこゝにて不完全なり然れども其及落を定めて或

は及第者と爲すも或は落第者と爲すも固より其自由あり故に相對的の場合小在ては更ニ試験官を拘束することあると云ふ然れども更ニ答案を付せざるか又は少しも由縁のなき答案なるときは固より答案ありと見做す能はざるを以て不合格者と爲さる可らず此の場合小於ては試験官を拘束するものなりとす

第三 試験の種類

試験と大別して重選試験、選抜試験の二と爲す重選試験とは二回の試験と爲して選抜するもれを云ふ例へば第一回の試験小於て百人を抜出し再び此の百人を試験して其優等者を抜擢するが如き是れなり選抜試験との第一回の試験小於て其最後れ及落を決定するものを云ふ文官高等試験の如き、代言人試験の如き又は大中小の學校小於て執行する試験の如きハ皆選抜試験なりとす彼の高等官試験に口述の答弁

あるを見て重選試験なりと思ふものあらんかれども決して然らず成程皮想上より見るときは重選試験の如く筆記試験に合格せざれば口述試験を行ひざるを以て重選の如しと雖ども是れは此れ只手数と省くが爲先口述と筆記とを分ちたるのみとして元來並立するものありれば則ち重選試験なりと思惟す可らず其れ此の如く試験は二種あり此の二種の中何れか難く何れか易きやと云ふは重選試験を以て難且重なりと云ひざる可らず是れ人才を拔擢する方法にして完全の成績を得んと欲せば此の方法は出づるを好しと爲す恰も代議士選挙は単選と複選とを二種あるが如し彼の市町村制を見よ市町村長は市町村會議員中より選挙するにあらすや是れ即ち選挙は過ちなきを得んが爲なり學術試験は重選法を用ふるも亦此の趣旨に外ならず故に重選法は選抜の上より選抜を加ふる者なるに由り其成績を見ると甚だ困難なりとす然るも通常の選抜試験は在ては第一回の試験より由て最終の成績を顯はすものなるに由り時々は或は僥倖なきを保す可らず否か寧ろ僥倖あるを以て通常試験の習慣なりと云ふも敢て不可あかる可し重選試験と雖ども全く僥倖なきはあらずと雖ども數回の試験を執行したる後ちかて之を拔擢するものなれば兎も角僥倖を得る者ありと見て差支へなからん之れは反して通常の試験は在ては只一回の試験より由て其成績を顯はす者あるに依り實際上不公平又は僥倖者を顯出せざんばあらず例へば一科目れ中に就き自己の平素好みて誦誦したる箇條に遭遇せば満点の効績を見るを得可く偶々不得手の處に違はば之れは反對するの結果を見るに至らん彼れ則ち雖ども大小の別あり法學士と雖ども學問は深淺なき能はず又尙ほ同一の學校より於て同一の時間同一の教授を受けながら其力に大小厚薄の別あり同一の

問題に依て同時間試験を爲すと雖も其力量の優劣に至ては實に千態万狀あり抑此の如く同一に受験者にて優劣の差を生ずる所以のものは何をや是れ試験に僥倖を得る者あるに由るあり試験には僥倖と云へる一種の病氣あるを以て平素學者博士の名を得たる人にても動もすれば合格せざることあり又平素懶怠にして書物を繙くことなき薄學者と雖も突然合格することあり其僥倖を得ると否らざることによりて天地の差を生ずる所以のもの全く通常試験の免る可らざる性質ありと云ふ可きは是れ通常選抜試験の重選試験に比して易且輕なりと云ふ所以あり

第四 試験無用あるか

此の如く説き去り説き來るときと試験の全く無用の長物なり何と考れば之れに由て實際の力を見ること能はず加之ならず僥倖を得る者

あるに至ればあり然りと雖も此の説未だ採用するに足るものありと云ふ可らず如何にも試験の僥倖を得る者なきにあらざれども是れ所謂變例にして正則にほらざるなり其を變則を以て正則を破壊すること固より宜しからず殊に人間萬事の交際に於て平素親しく交際する所の人に係るときは其力量の程度を測知するを得るを以て之を試験するの用かすと雖も社會幾多の人に付きて選抜せんとするときは試験法に由るにあらずんば他に其方法なきなり例へば代言試験を見よ其試験願書を差出す者果して幾何や少くも六七百人より多きは一千人以上に至る可し此の者たる余は代言人の資格あり代言人は要す可き學識を具ふる者なりと自信して然る者なる可し若し然らず素見の願書を差出す者あらば是れ阿呆者と謂はんのみ此の如く皆悉く其資格あり力量ある者と信じて願書を差出さば之れが當局者た

るものゝ如何ある處置を爲して可なるや四方や自分の知己朋友のみを登用すること能はざる可し又衣服の立派ある顔色の美なる者のみを登用することも能はざる可し勢ひ茲に至らば仮令偶々僥倖を得る者あるもせよ試験法に由て其及落を定むるより他に致し方なかる可し然して其法他を比して弊害少しと爲す是れ今日文明諸國に於て専ら試験法を用ふる所以なり昔時は試験法なきを以て長官は隨意に依り官吏を登用したるものなれば長官の親戚朋友を以て政府を充満ならしめたるの例も有り是れ即ち藩閥政府の基因にして日本政府の如きも二三年前迄は試験登用法なかりし由り其長官の出所鹿児島縣なれば其屬官は悉く鹿児島出身の人と爲り其長官の出所山口縣なれば其屬官は悉く山口縣の人と爲りしなり其れ此の如きの登用法を永く用ふるあらんか博く人才を登用するの原理より背き藩閥の勢ひ漸

く強盛を得るに至る此の弊害たる萬世に通じて俄に撤す可らざるあり茲に於てか何れの國と雖ども最初の親戚故舊に由て政府を組織するも此の方法は害あるを知り試験に由て博く人才を援擢する方法を取れり一たび政治社會に試験法の行はれしより身は兵兒帶を纏ひ晴雨計の代用を爲す衣服と着け三圓は下宿料を拂ふて窓牖は下に隠伏し下婢と朝夕討論會を開く貧書生と雖ども學識ある者は忽ち高等官に椅子を占むることを得るに至る豈に愉快ならずや豈に試験法の徳大ならずや故に試験法決して廢す可らざるなり

第五 試験及第の要素

常は衆人に超絶するの學識ある者一朝試験に落第する者は何ぞや又學識通常より稍々劣等な位する者と雖ども一朝忽然試験に及第することあるの何ぞや是れ二者の間は必ず其原由あるはあらざるなり

抑々受験者も充分の學問あり充分の才智あり充分の筆ある時と試験
 未及第すること勿論なりと雖ども此れは是れ例外にして常々之を望
 むことを得ず今通常の有様お付て其受験人及第の要素を揚げんよ即
 ち左の如し

第一 六分の學問ある事

第二 二分の筆ある事

第三 二分の僥倖ある事

諸君追次之を論述すべし

第一 六分の學問ある事 試験の如何も僥倖なりと雖ども五分以下
 の學力おては到底及第するの見込みおし若し五分以下の學力おして
 僥倖上及第するおらんか茲お二ヶの弊害を生ず第一は及第者其の人
 の不幸あり成程及第せば其人お取りて幸福なるに似たりと雖ども其

幸福は外面上の幸福よして眞の幸福おあらず仮令幾何の及第證書を
 所持するも實地の學力おくんば是れ所謂有名無實あり生涯の損失お
 りと云ふ可し第二は試験の信用を害するに至る凡る試験の學力の階
 級を定むるものなり試みお下宿屋の二階に甲乙の貧書生あり平素の
 學力同等なりと見よ此の二人の中何れか一人及第せば忽ち書生の區
 域を脱して紳士に列に入る然るも其學識六分の力を有するときの世
 人の嘲笑を受けざるも若し五分以下に位するときは彼れの力は平素
 に能く知る所なり彼れ如何なる手段を爲して及第したるか實は試験
 と云ふ者を當ておならぬ者なりと云ふに至るは是れ自然の勢ひあり
 故に受験者は十分の學力を有すること固より望む可きことおれども
 學問と云へる者は如何なる程度に至ると以て十分なりと爲すや知る
 可らず去れば責めては六分の力を有して試験に出づることを要す又

試験官も注意を注意を加へて六分以上の學識と有する者にあらすん
 べ及第せしむ可らず

第二 二分の筆ある事 博く書物を讀んで之を會得せば筆の自然自由
 由小動きて粲然たる文章を爲すと云ふものあり是れ誤りたる説ふし
 て文章も亦學問の一なりと雖ども書物を讀みて理論を自由と吐露す
 ることを得るも文章の出來ざる者あり又之れも反して學問は左程之
 れなきも流暢の文章を爲し得る者あり書物と讀むことと美術にあら
 ず何人も勉強せば以て如何なる難き書物をも尙は能く之を讀むこと
 と得可し然れども文章は一は美術なるを以て習ふて他人に眞似を爲
 し得るものにあらず其れ然り古今を歴するは文章は容易に習ひ得可
 きとあらざるなり然れば即ち文章と讀書との全く別物なりと考へざ
 る可らず如何に書物を讀みて其事項を記憶するも文章の出來ざる

きは自分の意見を其儘に寫すことを得ず又文章の出來ざるは言
 語錯雜意味顛倒爲めに人をして其意を解することを得ざらしむ果し
 て然らんか如何に學識ありと雖ども他人より之と見るときは無學者
 と一般あり豈に及第することを得んや居士從來の及第者を見るに大
 概に新聞雜誌の論說位の綴り得るものなり昔時の韓退之蘇東坡程の
 文章も、くも、責めては、自分の意見を其儘に寫し得他人をして一讀其意
 味を解し得るの筆あるを必要と爲す居士の充分の筆あることを希望
 すと雖ども先づ、試験及第者としての學力の六分に對して二分の
 筆あることを必要と爲す殊に代言人杯に在ては筆を必要と爲すも
 されば受験者も試験官も筆の好惡に就きて注意を爲すを可なりと爲
 す

第三 二分の僥倖ある事 如何なる事項もても運不運は伴隨せざる

ものありし試験も亦二分以上の僥倖を以て及第するものあり例へば幸
 おして自己の平素氣ふ入りたる箇所の出づるほらば完全なる答案と
 爲すことを得可し是れ即ち倖僥あり如何に精密に取調べたる者と雖
 ども始めより終りに至る迄悉く質問を爲さば必ず答辨の爲し得ざる
 所ある可し此の事に付ては受験者の愚か試験を爲す者と雖ども恐く
 と答弁の差支ふる所ある可し然るに試験毎に多少に及第者あるは何
 ぞや是れ二分に僥倖あるが故なり僥倖なくんば如何なる學者と雖ど
 も及第すること能はざるべし以上の試験及第に必要なる原素あり此
 の原素其一を欠かば決して及第するべし能はず請ふ受験者能く此の
 点に注意せよ

第六 筆記試験の目的

筆記試験といふ筆を以て答案を附するを云ふ然して其目的二あり第一
 は學力の程度如何を觀察し第二は文章の程度如何を觀察するに在り
 代言、高等官、公証人、普通試験に在ては文章の好惡を見るおあらず議論
 の適正なるや否やと見るに在り語を換へて之れを言ひ、法理及び法
 律を照らして間違ひなきや否やを見るに在るなり然れども文章も亦
 た筆記試験の目的おあらずと言ふ可らず一目の下に瞭然として其意
 味を解き得るの程度を觀察せざる可らざるなり或は言ふ筆記試験の
 其答案の一に歸することを目的とす此の説取るお足らず若し此の
 如き考へを以て其目的と爲さば是れ其試験官の死物の考へを抱くも
 のと謂ふべし凡る法律の如きと其説最も多く分るゝ者あり故に人面
 の異なると同じく其説の異なること實に已むを得ざる次第あり故に
 仮令是れまで曾て學者の言はざる説と雖ども卓論として大に取る可
 きものほらば其答案を採用して可かり必ずしも之を廢棄するに及ば

す例へば試験官はムールロン氏の論説を以て真理ありと信じ居たる時受験者は同氏の説に反対したる論説を以て答案と爲したるときは如何若し此の場合お於てムールロンの説に反対したるが故お其答案を廢棄す可し落第せしむ可しと爲さば是れ其試験官はムールロンの奴隸と爲りたるものにして他お説あるを知らざるものあり謂はゞ胸臆の狹隘なるものと云ふ可し故お試験官の意見お反対したるの説と雖ども採用す可きものあらば宜しく之を採用す可し是れ所謂試験お活用おれば議論の一致お販すること必ずしも試験の目的おあらざるなり然れども結果の一お販することを目的とせる場合あり例へば算術の試験お於けるが如し算術の如きは万国お涉り古今に通じて一定したるものあるが故に何人も二二が四と云へる數を算出し得可きも二二が五と云へる結果を出すお能いざるなり其他地理、化學、理學等

の如き有形學の試験は凡べて其結果の一お販することを以て目的とす之を換言せば試験官の見込お反対したるときは其答案誤謬なりとして可あり又法律試験お於ても結果の一お販することを以て目的と爲す場合あり例へば擬律擬判の如き結果を以て目的と爲すものは也尙ほ例を擧げて之を言はんお民事問題お於て試験官一同の協議お由り原被兩造お中原告勝訴なりと定め置きたるお受験者と原告お向て敗訴を言渡せり此等の場合お於ては所謂擬判の錯誤なるを以て答案お誤謬ありと定めざる可らず刑事の擬律問題お於ても亦然り然れども何れが敗訴なるか又無罪なるか有罪なるか又尙ほ謀殺あるか故殺あるか議論紛紜おして容易に決す可らざる問題に係るときは議論を主として結果と主とす可らず只結果を以て目的とする場合は一目瞭然たる場合お限るの之を要するお筆記試験は第一に學力の程度を

觀察するを以て主と爲し、文章の一目の下に其意味を解し得るの程度を以て其目的と爲す去れば法律、經濟、政治學等の如き無形學の試験に在ては文章の彙然たるを目的とせざるなり故に試験を受けんと欲する者の其筆の試験官をして一讀通過其意味を解せしむる程度に至ることを勉む可きあり

第七 答案の書方

甚ひ哉答案書方の困難なるや其答案の書方如何に由り或は完全なる答案と爲り或は不完全の答案と爲り或は廢棄の答案と爲るに至る甚ひ哉答案書方の困難なるや請ふ詳み之を説かん先づ受験人試験場に入り問題に遭遇して頭を捻り頭み手を當つる如き有様にては到底完全の及第を爲すこと覺束なし何とあれば試験は限りあるの時間なるを以て熟思熟考するの暇もなければなり又能く試験に出づるときは

自己の平素調べたる所の抜書を携帶して或は未だ試験の始まらざる前も當て喃々讀む者あり或は雪隠に入りて之を讀む者あり其れ試験の當日に至て之れ讀むも何等の益なし否を却て害ある者ありとす徒らに試験に及第せんとするの希望充滿して胸臆漸く慄然を催ふし却て平素記憶し居たる箇所をも忘るゝに至るもとあり故に抜書を携へて試験場に入る如きは策の最も得たるものゝあらず否を仮令憶侍ひして及第するもとあるも已れの良心に耻づるの損あり故に當日に至りて抜書を携ふる如き手段は決して爲す可きことにあらざるなり

第一 問題の順序を顛倒す可らざる事 五六の問題出づるときは鬼角易き問題を先きにして難き問題を後ちに廻はす者あり是れ策の得たる如くなれども其實不得策極まるの結果を生す其故如何と云ふも困難なる問題と後ち廻はす時は易き問題に對して答案を附する間

始終其残し置きたる問題が自己の氣に掛り遂に易き問題に對しても完全の答案を爲すると能はざるの患ひあり加之ならず時間を空しく経過せしむるの害あり故に試験官が問題を出すあらば其順序を顛倒せず問題の數を以て時間と除し其得たる時間中は更にお他を考ふるべきなく答案を附す可き例へば三問題に付きて二時間とせば三を以て二時間と除せば一問題に付きて四十分の時間を得可し此の四十分中にお他の問題を考ふるべきなく其動かさること恰も泰山の如き心を以て答案を爲す可し

第二。答案書方の事 受験者動もすれば新聞雜誌の論説と答案とを同一視して何んでも蚊でも長くさへ書くとき及第する如く考ふる者あれども決して然らず成る可く答案は冗語を省き簡短にして完全の意味を得るを以て其主眼と爲さざる可らず餘り長く書くときは長

きお從ひ相當の瑕所を生むるものあれば勉めて簡短を主とすることと要す或は答案を先立ちて前置きを書くものあり是れ實に無用は辨なり例へば刑に具備す可き性質如何と云へる問題に對して曰く刑に具備す可き性質を論ずるに當ては先づ社會刑罰權と云へるものを論究せざる可らずと是れより社會刑罰權を永々と書き並べ終り至り刑の性質を書くものあり此の如き方法の所謂誤魔化れ方法にして骸骨に如き答案の肉を付けんが爲めなり此等の答案は多く前置きは六七枚の多きお至り其肝腎要目の所の僅々一枚若くは半枚は過ぎざるもはかり又假令其贅辨たる前置も長く骨子の所も永く書きたりと雖ども尙は損を取るべきあり試験官偶々最初の二三枚を見て是れは刑の性質を議論せず刑罰權を議論したるものなりと考へ以て之を廢棄することある可し故に答案を對しては決して前置きを爲す可らず然

れども十分の答案を爲す可き場合に於て十二分の答案を爲さば如何此の場合に以て美人は痘痕の生したるものみ警ふ可し此の痕なくんば實に美人として嬋娟たる態度あるも之れか爲めに其美人は少しく價値を損するに至る可し之れと同じく答案に餘分のことを書きたるときは價値を損するもれど知る可し例をば醉狂者の處分如何と云へる問題に對して左れ如き答案を爲したりとせよ

醉狂者の處分は付ては或は罪を犯さんが爲めは故意に酒を飲ま以て醉狂に至りたる者は本罪に依て罰す可しと云ひ或は平生酒を飲むに癖ありて泥酔し爲めに罪を犯したる者は過失罪に問ふ可しと云ひ或は過失より由て酒を飲み泥酔して罪を犯したるものは無罪とせしとの議論あるが予輩は其酒を飲みたるの原因如何なるを問はず罪を犯す時に當り智覺精神を喪失したる場合は無罪なりと考

論其故如何と云ふは最初犯罪の意を以て酒を飲みたるのみせよ其既に泥酔に至りたる以上の最初の意志と犯罪當時の意志と相連絡せざるものとす何となれば犯罪の當時の智覺精神を喪失したるものあればなり平素酒を飲むの癖ありて飲酒し醉狂に至りたる者も雖も之を罰することを得ず若し之を罰するものとせば徳義に悖戻したる名義を以て特殊の犯罪として之を罰す可く而して其罰する所以のものは人たるの本分を忘却したるのみ根するなり是れ醉中の所爲の爲めに罰するにあらずして泥酔の爲めに罰せらるゝものなり之を換言せば自由と辨智との與らざる所爲に對して罰するものあり是れ豈に法律の精神ならんや刑法第七十八條に曰く罪を犯す時智覺精神の喪失を因て是非を辨別せざるものは其罪を論せずと故に其飲酒の原因如何あるを問はず罪を犯すの當時果して是非

を辨別せざるものあらば即ち犯罪責任の原素を欠くものなるを以て之を不論罪と爲す可し

此の答案は醉狂者の處分と云へる範囲内を於て然るもれば先づ美人として差支へなし然れども此の答案の終はりに至り左の數句を附加したるときは如何

犯罪責任なき者の只は醉狂者のみならず抗拒す可らざる強制に逢ふて犯したる所爲本屬長官の命令に従ひ其職務を以て爲したる所爲十二歳以下の幼者の爲したる所爲も同じく不論罪なり云々

此の數句は間違ひの言語にあらざるも問題に對しては蛇足のものと言はざる可らず即ち美人の顔に痘痕の生じたと一般なり故に受験者は問題の範囲外に超越せざること注意す可し

第三 問題と駁撃す可らざる事 試験官にして其實受験人の學識に

劣る者なきもしむらさずと雖も法律上其學力受験人より優等に位するものと見ざる可らず故に試験官の協議上提出したる問題に向て駁撃を受くるとき其感觸として悪くせしむること人情の然らしむる所なり動もすれば受験人が問題に向て駁撃を試みる者ありと雖も是れ實に無益の事なり若し喋々喃々駁撃を爲さんか當局者の心上をして此奴生意氣なりとの感觸を起さしむるとあるべし然るときは点数に關係を及すを以て可成過激粗暴の言語を避けて慎重の言語を用ふ可し尤も試験官に任せらるる者の大に公平無私の心を有せらるるなる可し然れ共駁撃を受くると賞讃を受くるとは人情上差異を生ずる者あれば則ち受験者の可成穩當の語を用ひて答案と爲す可し

第四 屢々原則の語を用ふ可らず 兎角法律を學びたる者の嚴格と高尚とを得んが爲め何々と云へることと法律の原則なりとの語を

處々用ふることあり此の事たる左程悪しきみあらざれども原則あれば必ず例外あるものにして原則を擧ぐるときは必ず例外を示さざる可らず故に原則と例外との二つを知りて之を擧ぐれば可なりと雖ども若し原則の之を擧げて例外を示さざるべきの所謂不具者と爲る可し故に少しく狡猾の手段を似たれども果して原則なるや否やの未だ判然せざるときは穩當の語即ち意味を二者に有する言語を用ふ可し例へば何人と雖ども人への損害を加へたるもの之を償ふ可しとの法律は原則なりと書きて其例外を示さざるべきは不都合なり故は直様然れども天災地變に由て損害を加へたる者は之を償ふに及ばずと云ふは例外なりとの語を附せざる可らず然るに此の原則のみを知りて例外を知らざるべきの原則の語を用ひず只人への損害を加へたるもの之を償ふ可しと書き以て原則の語を避く可し

第五 例は正數にして大なる者を擧ぐる事 答案への成るべく例を擧げざるを以て受験者の得策と爲すも是非共例を擧げずんば理解し得可らざる場合あり又例を擧げて之を説明せよと命せらるゝとあり故は例の擧げ方は付ても豫め注意を爲さざる可らず凡べて金錢上の例と刑期上の例とは數の大なるものを擧ぐるを要す其然る所以のもの數の小にして且つ種々の事項に渉るもの分數の生ずることあるを以て算出上の錯誤を來すの恐れあるあり故に例へば刑期禁錮より二等を減輕するの例を擧げんと欲せば先づ二ヶ月以上四年以下と云へる數を擧げ一ヶ月以上二年以下の禁錮に處すと書す可し又連帶義務の例を擧げんと欲せば四人にて八千圓と云へる如き分數の生ぜざる例を擧ぐ可し四人にて八千圓と云へば各自の負擔分二千圓つゝなり斯く正數を以て例と爲すとき之を分割するも分數を生ぜざる

を以て算出上れ錯誤を生ずることあり故に受験者は此の点に付ても注意を爲すことを要す

第八 試験前の注意

凡そ試験の期日切迫するときは受験人燈を削り曉に徹して勉強するを常と爲す斯く非常なる勉強を爲すときは身体氣力漸く疲勞し愈々最も大切なる當日に至れば氣力衰へて完全なる答案を爲すこと能はざる者往々之れあり是れ實に無益なる事と云ふ可し有形學の試験に在ては試験前俄に勉強を爲して暗記するも幾分の効能なきに非らずと雖ども無形學に在ては格別の効能を見ざるなり凡べて無形學は議論と學問されは自己の胸臆より議論を出し得る迄に至らずんば第一問題に對して自由に答案を附すること能はず假令偶々答案を附し得たりとするも自己の曾て讀まざる所より問題の出づるあらば忽ち辨

易せざるを得ざるに至る可し假令ムールロンの民法覆義宮城浩造氏の刑法講義を誦誦すと雖ども其意味を解するに非らずんば他は事項に向て活用せざるに由り先づ學問は効能なきと云ふて可なり故に試験前に當て俄に法律書を誦記するも其人生涯の計に取れて得策にあらざるあり又試験官の眼より見るときは實力上より出でたる答案と諸記上より出でたる答案とを區別を看破することを得何とあれば諸記上より出でたるもの其文章体と云ひ又其議論の順序と云ひ彷彿するものなれば去れば試験官は此の点に注意して其眞偽を判す可し

試験前も當て兀々汲々勉強すること得策にあらず又勉強せざるも得策にあらず然れば如何して可あるか曰く平素と同一の舉動同一の心を以て沈着穩當の勉強を爲すに如かざるなり然らずんば其度を超過

して遂小過ちを來す小至らん請ふ天下の受験者深く此の点小注意せよ

第九 口述試験の目的

口述試験とは試験官の問ひに對して即席に答弁するを云ふ此の試験の目的は第一法理を實地にお應用し得るの才識あるや否や第二受験者の人と爲りは高等官若くは公証人お適するの能力あるや否や第三學問の力は之れお相當するや否やを觀察するに在り此の三ヶの目的を以て試験を爲すものなれば則ち此の目的の其一を欠くときは合格者と認むることを得ざるあり其れ裁判官代言人の如きは法理を實地に應用するに才識あるを貴しと爲す故に學者を必要なりと爲さず活用を必要と爲す彼の學者と稱する者の法律の講義を爲し著書を爲して世人を驚かすの明論卓説を吐露するも實際の事務に當るときは遲々

とえて決する能はざる者あり裁判官代言人と此の如き學者をば必要と爲さざるなり又通常以外れ人物にして品位を汚す如き舉動ある者に係るときは假令學力優等あるも之を採用せざるを以て可ありせず是れ品位を保せんが爲めあり然り而して口述試験お在り學力の檢定を第三位お置く所以れものは學力の檢定は既小筆記試験に於て終りかたるを以て然るなり

第十 口述答弁の仕方

口述試験答弁の仕方と筆記試験答案と略ぼ同一の仕方を以て之を爲す可也と雖ども又自ら異なる所あり口述試験お在り最も必要ある者は膽力なり如何なる大膽の者と雖ども試験官の面前に出づるときは幾分か恐れを來すの傾きあり況んや膽力なき者に於てをや試験官の問ひを發するに當り既に身体小汗を發せしむる如きものとて到底

完全の答弁を爲すこと能はず故に膽力を据へて其問ひに應ずること
 を最も必要と爲すなり次に注意すべきは試験官に對して相當の敬
 禮を爲すこと是れなり若しも豪邁不禮の舉動を以て之れに應ずるお
 らば試験官の感觸をして悪くせしむるにみあらず動もすれば及落よ
 關係を及ぼすことあるものなり其次きに注意すべきは問ひを受けた
 るとき其問題の無理なり科目外なりと言ふ可らざることは是れあり其
 れ試験は受験者の力を見るものなるを以て時として科目外に涉り
 て之を質問することあり是れ決して試験法に背反したるの仕方なり
 と言ふ可らず去れば若し受験人お於て答ふる能はずんば只知らずと
 言ひて決して無禮粗暴の語を發す可らず是れ大に慎むべき所なりと
 す然り而して其答辨を爲すに當ては勇氣を揮ひ爽快なる言語を發し
 恰も響の物に應ずるが如く影の形ちみ從ふが如く苟も滯滞なきを要

するなり是れを口述試験の仕方なりとす

第十一 書物の調査方法

書物を上手に讀む者と下手に讀む者との區別あり下手に讀む者の同
 一の書籍を幾回繰返すも書中漠然として記憶する所なし之れを反し
 て其讀み方の上手なる者お至ては僅かよ一回眼を通すも略ぼ記憶す
 るに至る是れ記憶に敏あるものと然らざるとの區別お由て然るもの
 なりと雖も抑々又讀む方れ如何よ由らばあらざるなり居士が
 經驗する所お由れば法律お必ず性質と効果との二者あるものなれ
 ば先づ其性質を極め次お効果を知り次に他の事項と相異なるの点を
 研究す可し例へば収實權の箇所を讀まば先づ収實權の性質は如何お
 るやを極む可し然るときは左の性質を知る可し

第一 収實權と他人の物品より利益を収むる權を以て組成するも

のなり

第二 収實権は本來有期のものにして且つ財産相續人へ移すこと能はざる権利あり

第三 収實権は一箇の物權あり

第四 収實権の其權利を存する物品の性質を從ひ動産或は不動産に關する權利なり

第五 収實権の物品の本質及び用法を保存す可きの義務あるものとす

右の性質を得たる後此の性質より生ずるの效果如何と云へることを調べあは左の效果を得可し

第一 収實者の所有者の如く其土地に存する諸權を利用す可き權を有る加之時としては諸權を必ず利用せざる可らざるものとす

例へば土地の權の如きは必ず之を行はざる可らず若し行はずして消滅に販せしむるときは虚有者へ對して損害を賠償せざる可らず

第二 収實者の漁獵權の如き狩獵權の如き諸權を利用することを得可し

第三 収實者の其土地の負ふたる義務を盡さざる可らず

第四 収實者の曾て虚有者の定めたる諸般の規則を守らざる可らず

第五 収實権は収實者の死去に由て消滅するものなり

第六 収實権は物權なるが故に書入質等に爲すを得

第七 収實権の時効に由て之を得るなり

此の效果を知りたる以上は他の事項と異なるの点を研究す可し斯く

順序と追ふて研究するときはその區域を明かにして自然法律の眞意を知ることを得るに至る之を要するは漠然の讀み方は大に害ありとす尙ほ一の注意す可きことあり兎角ムールロンの著書を讀んで理解せざるときと之を抛擲してポアンナードは著書を繕きボ氏の書物を讀んで尙や分らざるは又之を擲ちてアユラスの著書を讀む者あり此の如く屢々書物を變更するときには遂に好結果を得ること能はざるに至る故に一書を得ば頑固に之を熟讀し其意味を理解したる後他の書物も移る可し決して中途に於て之を廢す可らざるなり

第十二 代官試験の必要なる書籍

民法

- 第一 ムールロン氏の民法覆義〔覆義より進んで他の書物も移る可し〕
- 第二 ポアンナード氏の民法草案註釋〔参考の書物とする可足る〕

第三 司法省出版の民法正解〔参考書とする可足る〕

刑法

- 第一 宮城浩造氏の刑法講義〔刑法は此の二者より由て其主義を固む可し〕
 - 第二 江木衷氏の刑法汎論并各論〔刑法は此の二者より由て其主義を固む可し〕
 - 第三 井上正一氏の刑法講義
 - 第四 堀田正忠氏の刑法釋義
 - 第五 刑案註釋
 - 第六 平松氏外數名の刑法博議
- 此の四者は参考書と爲す可足る

治罪法

- 第一 堀田正忠氏の治罪法講義〔治罪法は此の二者に由て其主義を固む可し〕
- 第二 井上正一氏の治罪法講義
- 第三 井上操氏の治罪法講義
- 第四 堀田正忠氏の治罪法要論〔此の二者は参考書と爲す可足る〕

訴訟法

- 第一 ムカシエロン氏の佛國訴訟法撮要〔訴訟法は此の二者より依て法理を研究し傍ら日本の訴訟手續を参照す可し〕

商法

- 第一 佛國商法講義
- 第二 司法省出版の商法説略
- 第三 岸本辰雄氏の商法講義

第十三 高等官試験必要なる書籍

高等官の中司法官に關する試験は代言試験と其書籍同一のものを用ひて可あり故に別を茲に再掲せず只行政官試験に必要なる書籍を掲ぐ可し

行政法

- 第一 グナイスト氏の英國行政論
- 第二 スタイン氏の行政學
- 第三 パルトマン氏の佛國國家學
- 第四 現行の法律勅令を熟讀す可し

憲法

- 第一 伊藤博文氏の憲法義解

憲法に此の數者より由て調べれば以て充分なる可し

- 第二 パイホットの憲法論
- 第三 マルチンの憲法論
- 第四 アルトの憲法論
- 第五 同氏の政治學
- 第六 有賀氏の萬國公法論
- 第七 ミル氏の萬國公法論

- 第一 熊野三氏の萬國公法講義
- 第二 熊野三氏の萬國公法講義
- 第三 熊野三氏の萬國公法講義
- 第四 熊野三氏の萬國公法講義

經濟及財政學

- 第一 ミル氏の經濟論
- 第二 ポリユの貨幣論
- 第三 セン氏の經濟學
- 第四 天野爲之氏の經濟學
- 第五 マツサの財政學
- 第六 ホリツの會計法
- 第七 田尻稻次郎氏の會計法

此の數者より由て取調べたる後各認可學校に於て發見する議義録を参照しなば充分なる可し

第十四 入學す可き學校

府下に入校す可き學校固より多し然れども法律政治經濟は諸學は認可學校に入校するを以て得策なりとす併し亦其認可學校の中も自ら優劣なき能はず先づ佛國法に於ては明治法律學校を以て第一とし東京法學校を以て第二とす是れ規則の完備あると教授に其方法を得たるとお由りて此の差違を生ずるなり又英吉利法に於ては英吉利法律學校を以て第一と爲し專修學校を以て第二と爲し專門學校を以て第三と爲し此れは是れ法律の教授に就て其比較を爲したるものあるが政治科に在ては東京專門學校を以て第一と爲し餘を皆此の下にお就くものなるを信するあり居士が考へ果して非なる歟

第十五 試験當時總ての注意

試験の通常の事あり故に其言ふ所學ぶ所亦通常ならざる可らず然るに學生たる者動もすれば好んで奇説を學びて奇説を書く是れ果して策の得たるものある哉否や奇説は即ち奇あるを以て人の腦裡に入り易く學生をして一驚を喚せしむるとあり然れども奇説を學びて其蘊奥を極むるときは妙論卓説の淵叢と爲る可きも之を學びて遂に其堂に入らざるときは之れが爲め學問の進歩を妨害すると決して鮮甚におあらざるあり故に學問の初歩に於ては奇説を學ぶ可らず只順々乎として通常の説即ち教師の説に服膺す可きなり既に教師の説を悉く記憶し諸書に涉獵するに至らば是より漸く奇説を學ぶも敢て晚しと爲さず且つ學問の進歩を妨害するとなし何と云へば此時遅く彼れ時速く最早や諸説は是非を看破するの力を有し來れば也學問は初歩に於て奇説を學ぶと既に害あり依りて左の事項に注意することを要す

第一 試験答案に向て奇説を書く可はず 凡そ討論會若くは演說會より出て、滿場溢響の拍手喝采を得んと欲せば囁々流暢に問は奇説を

交ふるを妙ありとす此等の會場に於て奇説を吐露して人の膽力を奪ひ去ること固より好し又大に愉快あり然れども試験場より出で、奇説を吐くと固より宜しからず動もすれば好んで己れ一番宇治川の先陣を爲さんと欲し奇説を以て試験官を驚かしめんと企つる者なきにあらざる非常れ名論卓説を擧げれば試験官も人なるを以て一驚を喫することある可しと雖ども仲々人をして驚かしむるも足るの奇説は古今獨歩の學者おぼらずんば吐露することを得ざるものあり去れば奇説を吐かんと欲して却て誤謬なる説を列せんより寧ろ通常ある説と書きて其城廓を固守するに如かざるあり古語に曰く君子は危きに近からずと又旨ある哉

第二 文字は階書なるを要す 階書にあらざして草書あるときは往々人をして文字の不明瞭なるを覺へしむるに至らん文字不明瞭よしと讀むこと能はざるときは第一受験者の意見をして貫徹せしむること能はず第二試験官をして其答案を放棄せしむるに至るの患ひあり抑々試験官は官命より由て然るものなれば徒らに答案を放棄する如きことなかる可し然れども餘り文字葛蔓錯雜おして讀む能はざるごとき勢ひ之を廢棄するより他不致方なし故に其答案の不完全なるごときやとを論せず文字は階書を以て書む可し是れ又注意の一なり

第三 諧謔形容の語を用ふ可らず 兎角答案を付せんとするごときは己れ文章の力を顯はさんと欲し諧謔若くは形容詞を用ふるを以て得策なりと思惟する者あり例へば刑法第七十五條の答案を爲さんと欲し曰く遽然大力無效の者お遭遇し其手を扼せられて遂に罪を犯すに至りたる者は是れ自由力の缺欠なり船舶海中お漂流し茫々淼々たる大洋其食を得んと欲するも之を得るなく將に餓死せんとするも垂

たたり此の時又當り一人を屠殺して之を食ふ是れ亦其意あらずして犯したる處爲かりと斯く種々の形容詞を用ゐるときは第一熟語を採るべきとして時間と徒費するの恐れあり第二法律の眞意をして貫徹せしめざるの患ひあり去れば諸種の語及び形容詞の決して用ふ可らざるあり

第四 試験官は著書を頼みとす可らず 宮城浩藏氏試験官と爲るときは受験者以爲らく宮城氏恐くは刑法問題を提出せらるゝならん去るときは氏の意見が適合せずんば能はずとて俄に同氏の刑法講義を讀む又江木衷氏試験官と爲ることあらば同氏の意を向へんと欲して刑法汎論及び各論を讀む者あり是れ策の得たるものにあらず何となれば法律の志想の日に變化するものにして其人著書を爲す當時は在ては其説を信せしも今日お在ては既に廢棄の説と爲すやも知る

可らず又一步を進んで議論するときの其著者は如何なる説を爲すやも知る可らざるあり然るに若し著書のみを信じて答案と爲すときも毫厘の差遂に千里の違ひを生ずるに至る可きなり是れ試験官其人を知りて其著書を目的とすること甚だ不得策なりと云ふ所以なり

第五 文法の直入たる可し 凡う文法には婉曲法、相關法、關聯法、直入法等は數種ありと雖も法律學の試験に在て用ふる所の者の直入法を宜しと爲す若し直入法を捨て、他の法を用ふるとき、遂に文法に拘束せられて充分の意見を述べること能はざるに至る可し即ち方今新聞雜誌は用ふる所のもの直入法は種類ありとす其れ新聞雜誌に在ての看客の愛顧を援かんが爲めに裝飾の文字も入用なる可く又然る流暢の語も必要なる可し然れども試験に在ての其目的とする所及第に在り故に此等体裁裝飾の必要あることなく只問題に直接し

て答へを爲す事なればなり斯く言ふべきの其言ふ所實に簡易にして何人も爲し得べきが如く亦きとも潜々たる天下に學生試験に合格せざる者甚だ多きま居ると抑何ぞや是居士が言ふ所の秘法を未だ極めざるに因るなり呵々

高等普通 試験及第秘法畢
文官代書

本社出版書目

● 日刑法博議

洋裝最定價金壹圓五十錢
美本 正價金九十五錢

一本書ハ著者諸先生ニ於テ學友諸君ノ爲メニ壹千有余部ヲ印刷セラレタルモノニシテ廣ク世ニ發賣セララル、意ニアラサリシ然ルニ本社ハ本書ノ法學社會ニ有益ニシテ殊ニ
代言試験文官登用試験ノ爲メニハ最モ必要ナルヲ以テ強テ諸先

生ニ請フテ今回廣ク發賣スルコトセリ

樞密院顧問官勝伯題辭 ● 日本 法學博士鳩山和夫君序
日本 法學博士熊野敏三君校閱 ● 山谷虎三著
佛國

● 日本憲法正解

洋裝最美本
正價金六拾錢
郵税金三拾錢

附屬四法令並皇室典範解

帝國大學理科教授 ● 農林學校及海軍大學校教授 ● 獨乙國大學
ドクトル(理學博士)北尾次郎著

● 物理學

洋裝最美本
(全三冊)

正價一冊各
金壹圓貳拾五錢

全

● 普國憲法起原史

洋裝最美本

正價金三十拾錢
郵稅金貳拾錢

樞密院顧問官勝伯題辭 ● 日本法律學士磯部四郎君校閱
龍章編山廣業著

● 市町村制問答正解

洋裝最美本

正價金六拾錢
運送費金拾五錢

附理由書及參考諸法令

內務大臣松方伯題辭 ● 官報局長高橋健三君序
パリストル 岡村輝彦君序 ● 法學士岡山兼吉君序
田中迪三 ● 川瀬周次合著

● 市町村議員必携

洋裝最美本

正價金四拾五錢
郵稅金貳拾六錢

日本法學博士熊野敏三著

● 國際公法

洋裝最美本

(近刻)

法學士土方寧 ● 文學士有賀長雄合著

● 羅馬法綱要

洋裝最美本

正價金六拾五錢
郵稅金三拾錢

米國大學教授ポリーニ氏原著 ● 文學士有賀長雄譯述

● 再版近世哲學

洋裝最美本

正價金貳圓
運送費金廿錢

伴操述

● 再版日本流通手形法述義

洋裝美本

正價金貳十錢
郵稅金六錢

樞密院顧問官勝伯題辭 ● 中島信行君序 ● 島田三郎君序
岩田德義著

● 改正增補基督教と社會との關係

洋裝美本

正價金三十五錢
郵稅金二十五錢

法學士土方寧君校閱 ● 山田研一著

● 英米動產委託法

洋裝美本

正價金三十五錢
郵稅金二十五錢

日本法學博士井上正一 ● 日本法律學士岸本辰雄合著
佛國

● 人事法講義

洋裝最美本

正價金九十五錢
運送費金十五錢

日本法律學士岸本辰雄著
佛國

● 商事會社法講義

洋裝最美本

正價金四十錢
運送費金八錢

法學士加太邦憲著
●佛國訴訟法講義

洋裝最美本

正價金七十錢
運送費金十五錢

本社は今度發布相成る商法。民法。訴訟法。裁判構成法。及び改正相成るとの噂ある刑法。治罪法。は其發布の都度各有名なる専門家に就き之が解釋若くは講義を請ひ出版仕候其他原書。小説。雜誌類より學校用風琴。体操用機械及び理化。幻燈。の諸器械に至るまで精々薄利を以て御取次仕候間多少共御注文の程伏而奉希上候以上

日本書籍會社

定価十五錢

明治廿二年八月十二日印刷
全 年全月十四日出版

著作者 鹽入太輔

神田區小川町四十一番地寄留

印發行兼者

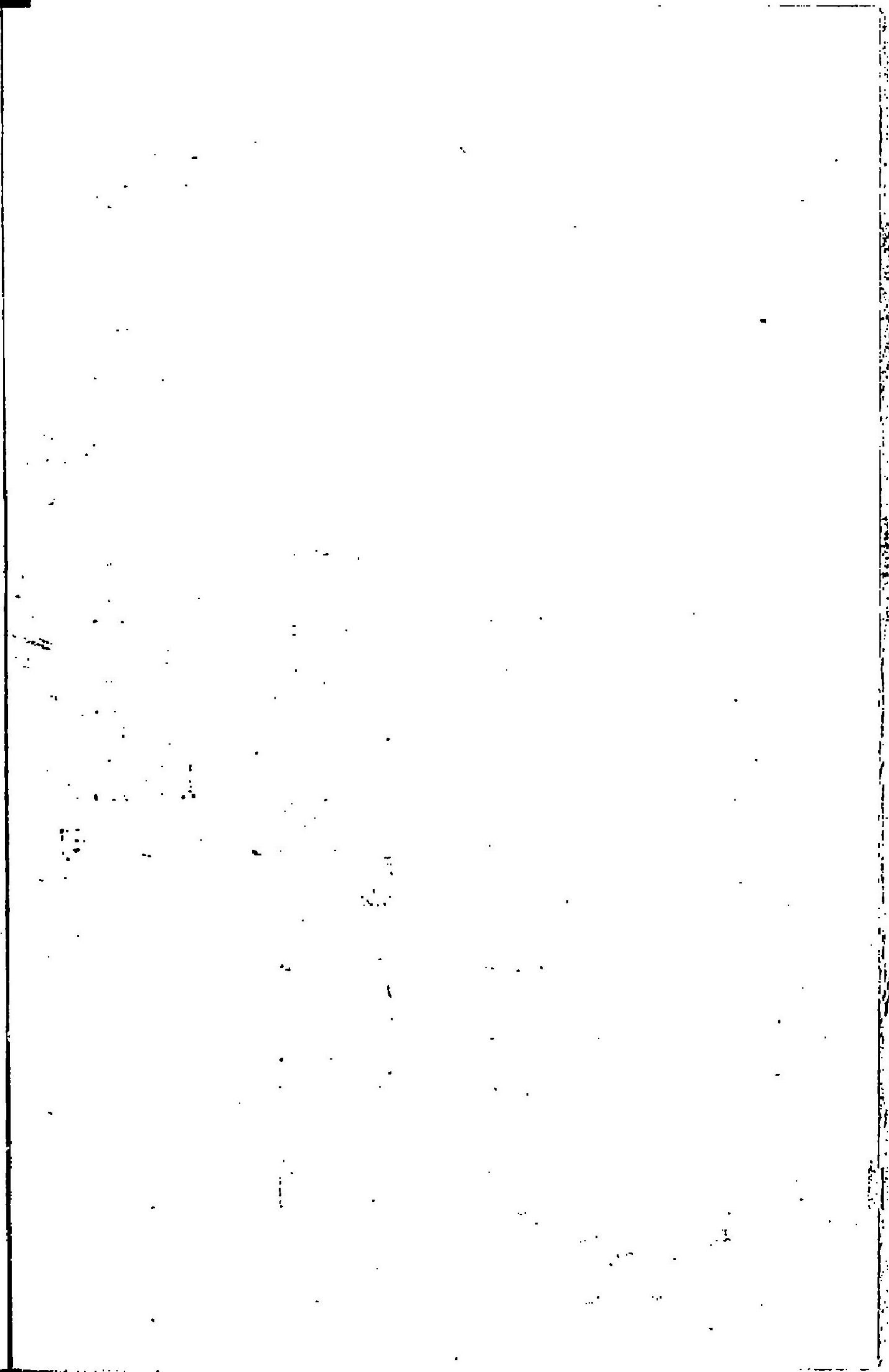
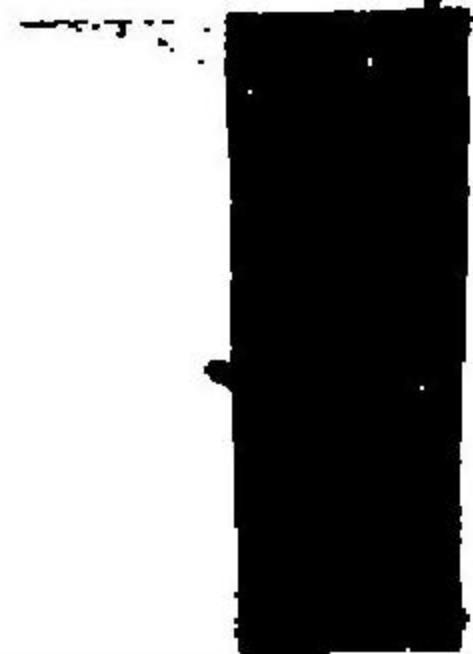
八尾新助

神田區表神保町一番地

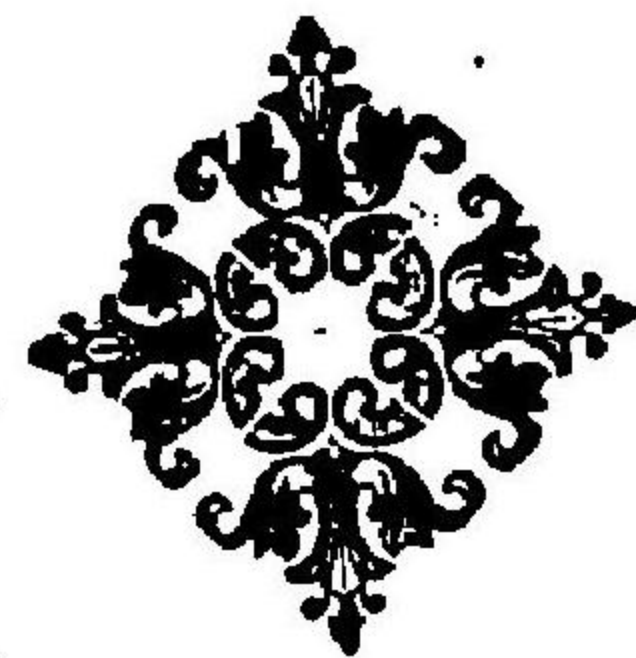
新書登錄

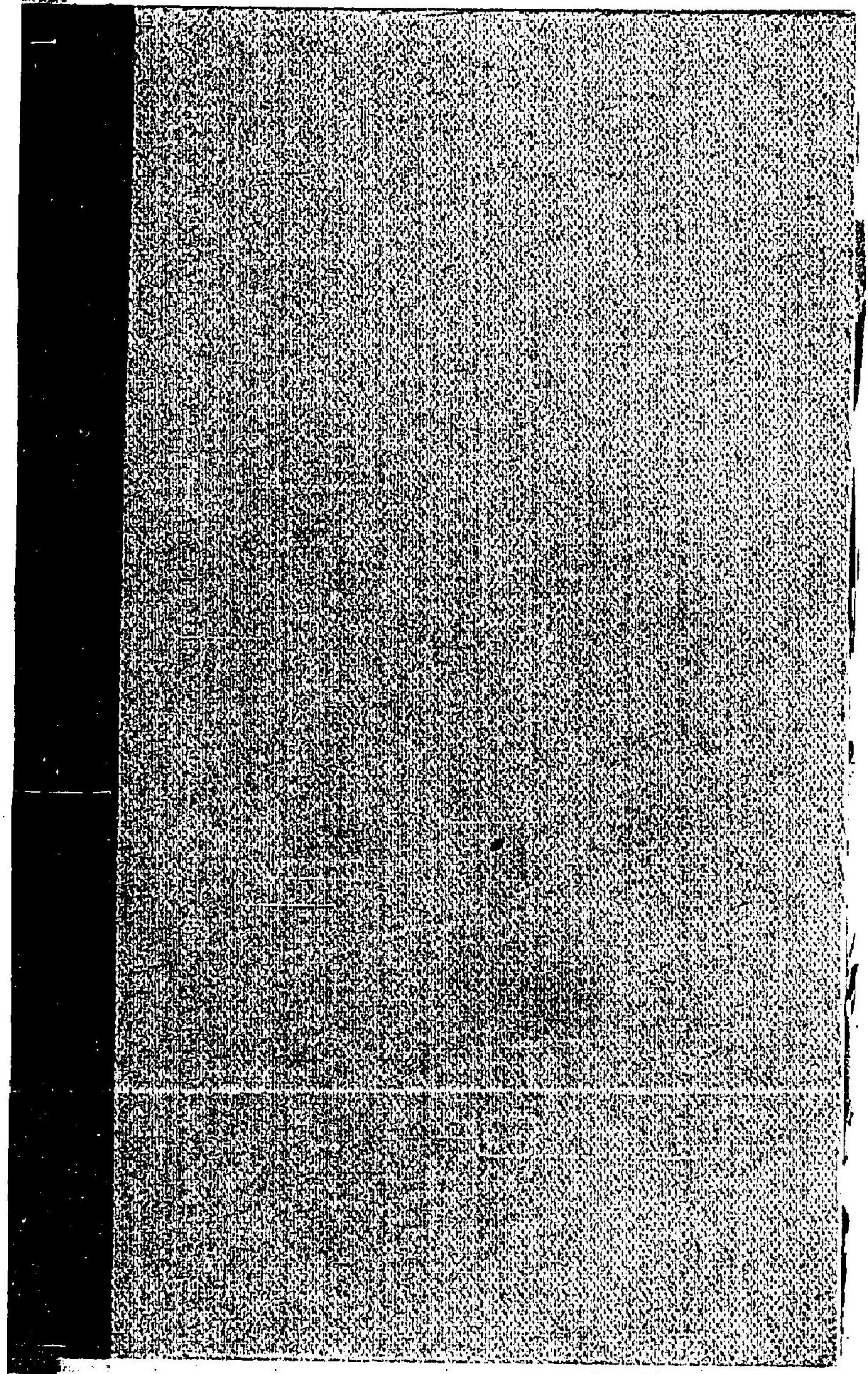
發行所 日本書籍會社

同區同町同番地



12-18





特 50

211

試験及第秘法 全

国立国会図書館

030228-000-3

特50-211

高等普通文官代言試験及第秘法

塩入 太輔 / 著

M22

BBA-0702

